

**第 1 部** 地域共生社会・重層的支援体制整備事業  
に関する動向

## 制度の成り立ち、背景について



### ポイント

- 「地域共生社会」のコンセプトはどこから生まれた？
- 「重層的支援体制整備事業」のルーツは？

# そもそも、「地域共生社会」とは？

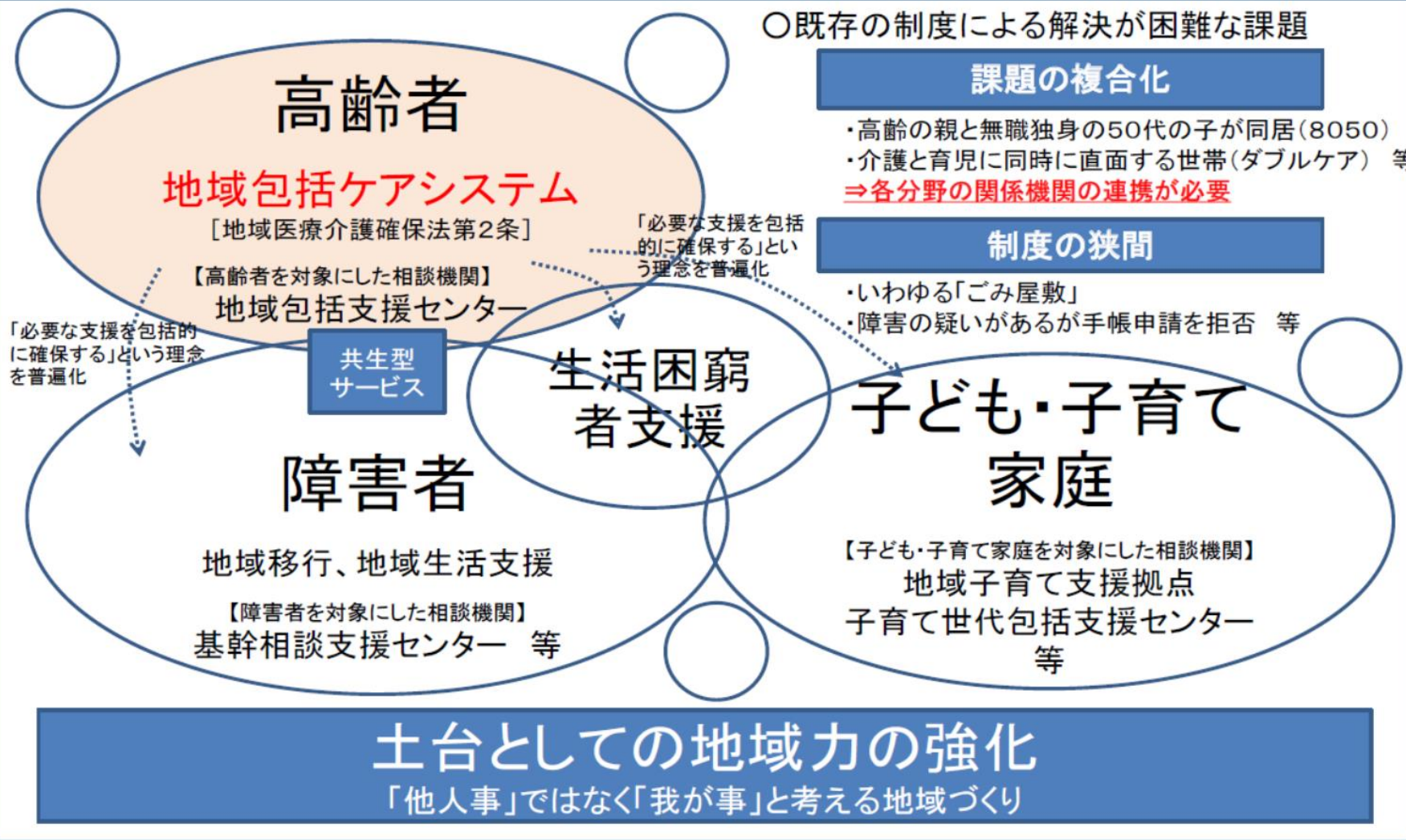
全国社会福祉協議会  
「地域共生社会の実現に向けた地域福祉  
計画の策定・改定ガイドブック」P8、P9

## 「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

- 「地域共生社会」の実現は、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」とされ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定、下図）にもとづいて、2020年代の初頭の全面展開に向けた施策の実施・検討と取組などが図られています。

## 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



# 「地域共生社会」の実現に向けた検討の経緯（STAGE 1） （「地域共生社会」というコンセプトができるまで）

---

平成27年9月 **「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」**  
**（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）**



キーワード：「福祉ニーズの多様化・複雑化」  
「高齢化の中で人口減少が進行」  
「新しい地域包括支援体制」  
「誰もが支え合う共生社会の実現」

平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる**



キーワード：「『地域共生社会』を実現」  
「支え手側と受け手側に分かれるのではなく」  
「自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成」  
「地域の公的サービスと協働」  
※ 成長戦略、「介護離職ゼロ」に向けた取り組みの方向の一つとして

# 【参考】「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

## 新しい地域包括支援体制

## 4つの改革

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、  
支援調整の組み立て+資源開発

○地域により  
・ワンストップ型  
・連携強化型 〕による対応

○地域をフィールドに、  
保健福祉と雇用や  
農業、教育など  
異分野とも連携

誰もがその  
ニーズに合った  
支援を受け  
られる地域づ  
くり

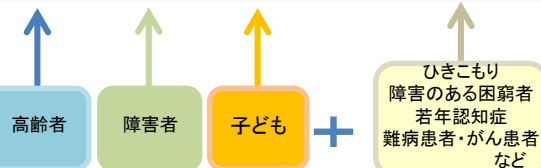
2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

○多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進

・運営ノウハウの共有  
・規制緩和の検討 等

○1を通じた総合的な支援の提供

サービス提供のほか  
地域づくりの拠  
点としても活用

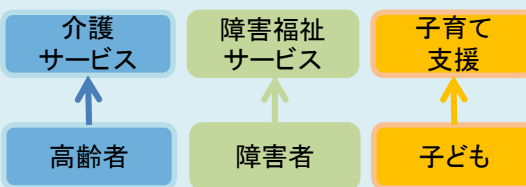


## 背景・課題

### ①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野  
横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



### ②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人  
材確保が課題

## 新しい支援体制を支える環境の整備

### 4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

### 3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

## 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

### (4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

# 「地域共生社会」の実現に向けた検討の経緯（STAGE 2） （社会福祉法改正第一弾：平成30年改正まで）

平成29年2月 **社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）**を提出



改正社会福祉法第106条の3第1項で、「市町村における包括的な支援体制の整備」について規定

**「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を  
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定**

5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布

これが  
重層的支援体制  
整備事業のルーツ！

※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

平成30年4月 **改正社会福祉法施行**



## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

### 1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)

(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

# 【参考】「地域共生社会」の実現に向けた当面の改革工程

平成29年2月7日  
厚生労働省「我が事・丸ごと」  
地域共生社会実現本部資料

## 「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 改革の背景と方向性

### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

## 改革の骨格

### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

## 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

### 地域丸ごとのつながりの強化

### 専門人材の機能強化・最大活用

## 実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正  
◆市町村による包括的支援体制の制度化  
◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：  
◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など  
◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：  
更なる制度見直し

2020年代初頭：  
全面展開

### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

今、ここ！

# 「地域共生社会」の実現に向けた検討の経緯（STAGE 3） （社会福祉法改正第二弾：令和3年改正まで）

---

令和元年5月 **地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置**

12月 **地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ**



重層的支援体制整備事業の考え方、実施内容についてとりまとめ

令和2年3月 **社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出**



重層的支援体制整備事業が盛り込まれる（財源の規定を含む）

6月 **改正社会福祉法の可決・成立**

令和3年4月 **改正社会福祉法施行**

### Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

#### 1 事業の枠組み等

- (略) 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。
- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- (略) 任意事業とし、段階的实施とすべき。
- (略) 圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、(略) 一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

## 重層的支援体制整備事業の概要



### ポイント

- ・一体的に実施すべき「3つの事業」とは？
- ・令和3年度予算、「交付金」or「補助金」の違いは？
- ・モデル事業の優良事例はどのようなものがあるか？
- ・いつまでに着手、移行しなければならない？
- ・事業フローは？新たに会議を設置？計画策定も必要？

## 1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

### (1) 現状・課題

- 令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業(新事業)を創設した。
- 新事業の施行(令和3年4月)に向けて、より多くの市町村において、事業の実施や次年度以降の実施に向けた準備を進める必要がある。

### (2) 令和3年度の取組

- 新事業を実施する市町村に、従来、各分野(介護、障害、子育て、生活困窮)ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助そして新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る事業への補助を加えて一体的に執行できる重層的支援体制整備事業交付金を交付する。
- 令和4年度以降に新事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるようにするため、重層的支援体制整備事業への移行準備事業にかかる補助を実施。
- 重層的な支援体制を整備する市町村をさらにバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に必要な経費に対する補助を実施。
- また、国において、都道府県・市町村職員や新事業に従事する者等を対象とした人材養成事業を実施。

### (3) 依頼・連絡事項

- 市町村においては、新事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、新事業の実実施計画の策定や新事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築をお願いします。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いします。

# 重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要

令和3年1月  
全国厚生労働関係部局長会資料

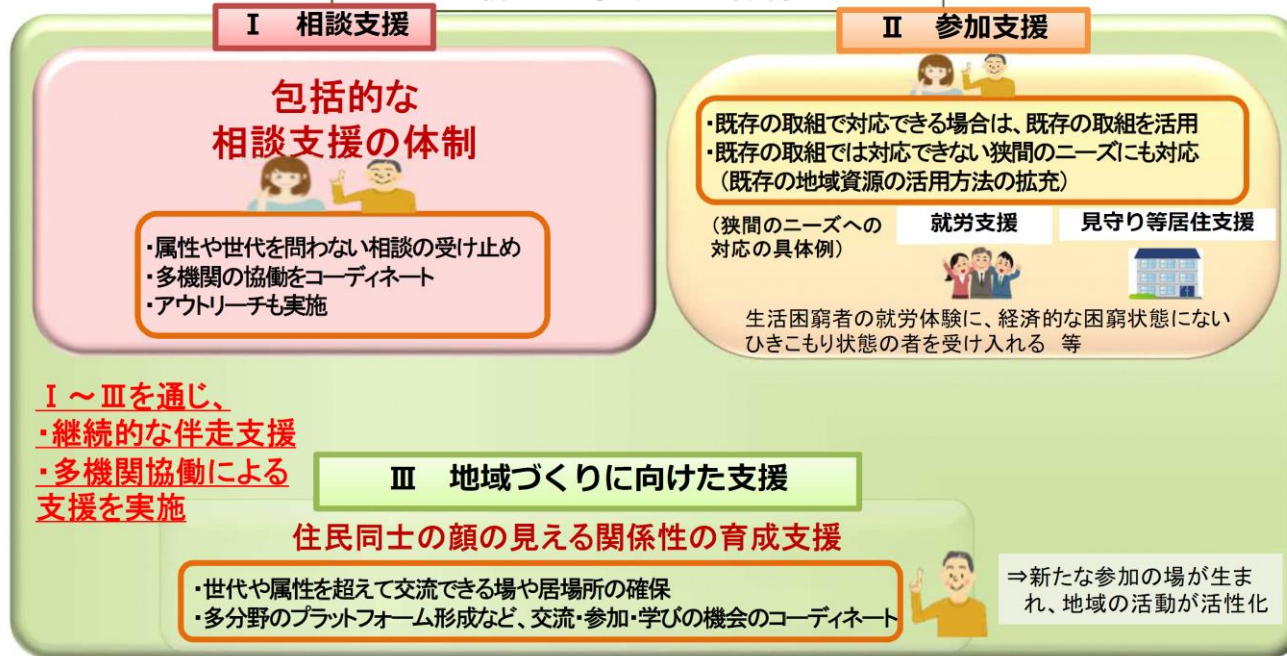
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。  
▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。  
▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

➡ **令和3年4月1日施行**

### 新たな事業の全体像



### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

#### 現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

#### 重層的支援体制

属性・世代を問わない  
相談・地域づくりの実施体制

# 従来の制度が抱える課題（自治体職員へのヒアリング結果）

令和2年12月  
ブロック別研修資料  
※一部福岡県加工

A町	<ul style="list-style-type: none"> <li>直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。</li> <li>正職員のうち、保健センターや地域支援事業(介護予防事業)を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。</li> </ul> <p>⇒会計検査において、<b>地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、<u>毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</u></b></p>
B市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター(委託型)を高年齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。</li> <li>共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査を実施</u>。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計(多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金)から支出。</li> </ul> <p>⇒<b><u>介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</u></b></p>
C市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。</li> </ul> <p>⇒会計検査により、「<b><u>国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない</u></b>」と指摘を受けたため、<b><u>現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</u></b></p>

「各分野の補助金・交付金を一体化し、**重層的支援体制整備事業交付金**」として  
 予算執行することにより、これらの課題を  
 解決することが可能に。



○従来、分野毎に別々に交付されていた国等からの補助金について、社会福祉法に基づく1つの交付金として交付されることにより以下のようなメリットが生まれる。

## 市町村

- ・総合相談窓口の設置など包括的な支援を提供する際に、これまで必要であった、タイムスタディなど詳細なバックデータを収集する必要がなくなり、事務コストが軽減されるとともに、補助金の使途につき指摘を受ける懸念が払拭される。
- 介護、障害、子ども、生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じた福祉の相談支援拠点、地域活動の拠点を運営する事業を実施しやすくなる。

## 支援機関・支援者

- ・タイムスタディなど補助金執行のための詳細なバックデータをとる必要がなくなり、事務コストが軽減され、本来の対人支援(ケア)に時間をかけることができるようになる。
- 8050問題などの多様なニーズに対応する取組を行いやすくなる。

## 住民・利用者

- ・支援者がより多くの時間を対人支援(ケア)にかけられるようになり、提供される支援の量が増え、福祉サービスへの満足度と信頼感が高まる。

○既存の相談支援機関を支え、支援の強化につなげるため、新たな事業として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を創設することで以下のようなメリットが生まれる。

## 市町村

- ・属性毎の既存事業の間を埋めることで、円滑に包括的な支援体制を構築し、複合化、複雑化した課題に対応することができる。

## 支援機関・支援者

- ・多機関協働事業を中心として、分野横断の支援者のネットワークが構築されることで、困難事例・複合事例を支援員個人や支援機関単独で抱え込む状態が改善され、安心して支援に当たる(困り事を受け止める)ことができるようになる。(バーンアウトの防止)
- ・属性を超えた支援員間の相互のスーパーバイズや支援ノウハウの共有の仕組みが作られることで、複合的な課題への支援員の対応力の向上・スキルアップが図られる。(支援員の資質の向上)

## 住民・利用者

- ・自治体全体で包括的な支援体制が構築されることに伴い、複雑化・複合化した課題を有する個人や世帯であっても、たらい回しになることなく、自治体内で連携した支援体制で断らず受け止めてもらうことができる。
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を中心として市町村内の支援関係者全体で、必要な者や世帯に対し、訪問し、つながり続ける支援を行い、早期の関係作りを行うことで、困り事の深刻化の防止につなげることができる。(市町村、支援者のメリットにも繋がるもの)
- ・参加支援の推進等を通じて、相談者の状況等に応じたオーダーメイドの支援が進む。

# 令和2年度予算と、令和3年度予算要求の比較（イメージ）

厚生労働省令和3年度  
概算要求補足資料

- 令和3年度に重層的支援体制整備事業を新設。モデル事業は令和2年度で廃止。
- 令和3年度は、新たな3機能（多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援）に必要な予算を要求する。あわせて、重層的支援体制整備事業に移行するための準備等に必要な予算を要求。

## 令和2年度

## 令和3年度

### モデル事業

#### （取組内容）

- ①地域の様々な相談の受け止め、地域づくり
- ②多機関の協働による包括的支援体制構築事業
- ③参加支援
- ④都道府県事業
- ⑤包括的支援体制への移行に係る調査事業

### 社会福祉法改正

### 重層的支援体制整備事業 （法に基づく事業）

### 重層的支援体制整備事業への 移行準備事業

### 重層的支援体制構築 に向けた都道府県 後方支援事業

#### （取組内容）※新たな3機能にかかる事業を新規要求

- 多機関協働事業（新規要求）
  - アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（新規要求）
  - 参加支援事業（新規要求）
  - 既存事業（既存予算の活用）
    - ・介護、障害、子育て、生活困窮の相談支援
    - ・介護、障害、子育て、生活困窮の地域づくり
- ※モデル事業①は既存事業や「アウトリーチ等事業」で対応  
 ※モデル事業②は「多機関協働事業」  
 ※モデル事業③は「参加支援事業」で対応

#### （取組内容）

- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業
  - 地域づくり・アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
  - 参加支援
- ※重層的支援体制整備事業への移行に向けた準備

#### （取組内容）

- 市町村本庁内連携促進のための支援（市町村の関係部局横断的な説明会の実施など）
- 市町村間の交流・ネットワーク構築支援（情報共有の場づくり）
- 新事業の周知・広報、新事業への移行促進等を目的とした研修の実施
- 包括化支援体制構築のための実態調査
- 都道府県域内における法律相談等の専門家の派遣調整 等

- 法改正により重層的支援体制整備事業を新設。包括的支援体制構築に向け施行的取組を推進してきたモデル事業は令和2年度に廃止。
- 令和3年度は新たに重層的支援体制整備事業への移行促進をするための準備事業等を新設。

# 令和3年度重層的支援体制整備事業関係予算の概要

令和3年1月  
全国厚生労働関係部局長会資料

## 【重層的支援体制整備事業】令和3年度予算案:76億円

○ 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

交付金として交付  
(改正法に基づく事業)

## 【その他(重層的支援体制整備事業への移行準備等)】令和3年度予算案:40億円

○ 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、本事業に従事する者等の人材養成を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 新事業への移行準備のために必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 都道府県による市町村の新事業への移行促進、重層的支援体制構築に向けた後方支援を実施するために必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 新事業の実施市町村、都道府県、新事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

補助金として交付  
(予算措置)

# 重層的支援体制整備事業の事業展開

厚生労働省資料

	令和2年度 ＜制度施行前＞	令和3年度 本格事業実施への移行期間	令和4年度	令和5年度 制度定着期間～
事業実施 市町村数 (見込み)	<p>モデル事業 (251市町村)</p>	<p>重層的事業(42市町村)</p> <p>移行準備事業 (243市町村)</p>	<p>重層的事業 (約160市町村)</p> <p>移行準備事業 (約190市町村)</p>	<p>重層的事業 (約300市町村)</p> <p>移行準備事業 (約100市町村)</p>
		<p>※ 移行準備事業の実施年限を原則としてモデル事業実施含めて3年間までとする予定。 これまでモデル事業を実施していた市町村については、令和5年度までには重層的事業の実施に移行していただくことを想定</p>		
国における 自治体への 支援	<p>全国会議等 事業説明</p>	<p>事業実施自治体向け職員研修(全国研修・ブロック別研修)</p> <p>未実施自治体含む制度説明キャラバン(都道府県単位)</p>		
都道府県と の市町村の 連携強化の あり方		<p>都道府県と市町村の連携強化・都道府県機能の充実 などの検討</p>		<p>検討結果踏まえた 事業展開など</p>

# 令和2年度 全国厚生労働関係部局長会議資料

## (抜粋：重層的支援体制整備事業への移行準備事業関係 1 / 2)

令和3年1月全国厚生労働関係部局長会資料  
※一部福岡県加筆

### (1) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

改正社会福祉法に基づき重層的支援体制整備事業が創設されたため、これまで実施してきたモデル事業は令和2年度に廃止し、令和3年度は新たに「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」として新設する。本事業は、市町村が実施主体となり、令和4年度以降に重層的支援体制整備事業へ移行するために必要な経費に対して補助するものである。具体的には、重層的支援体制整備事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、多機関協働の取組を必須としつつ、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組等を対象に補助する予定である。

令和3年度予算案における本事業の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としており、補助基準額（案）は表4のとおり検討している。また、本事業の補助期間は有期とし、モデル事業の補助期間と通算して3年間の補助期間（既にモデル事業の国庫補助を3年間受けている市町村は、別途1年間に限り補助）とする予定である。

市町村におかれては、重層的支援体制整備事業への移行に向けて、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

モデル事業実施団体は、事業を中断しない場合は右の年度に重層的支援体制整備事業に移行

R3移行：久留米市（前倒し）

R4移行：大牟田市、うきは市、糸島市、大刀洗町、八女市、岡垣町

R5移行：福岡市、小郡市、朝倉市、苅田町

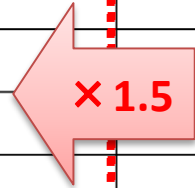
# 令和2年度 全国厚生労働関係部局長会議資料

## (抜粋：重層的支援体制整備事業への移行準備事業関係 2 / 2)

令和3年1月  
全国厚生労働関係部局長会資料  
※赤字は福岡県追記

表4 (令和3年度における移行準備事業の補助基準額 (案))

市町村人口規模	補助基準額 (円)	
	A 令和4年度に 重層的支援体制整備事業 に移行予定の市町村	B 左記以外の 市町村
10,000 人未満	25,300,000	16,900,000
10,000 人以上～30,000 人未満	28,000,000	18,700,000
30,000 人以上～50,000 人未満	31,000,000	20,700,000
50,000 人以上～100,000 人未満	33,800,000	22,500,000
100,000 人以上～200,000 人未満	42,000,000	28,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	50,500,000	33,700,000
300,000 人以上～500,000 人未満	56,000,000	37,300,000
500,000 人以上	61,800,000	41,200,000



※市町村人口規模は令和3年1月1日時点

※令和3年度については、モデル事業からの事業継続を考慮し、令和4年度に移行予定の市町村を対象に、経過措置として重層的支援体制整備事業と同じ補助基準額を適用することとする。

令和4年度から重層的支援体制整備事業に移行することをコミットすれば、Bに対して1.5倍の予算規模 (A = 交付金事業における「新たな機能分」と同額) で移行準備事業を実施できる。

# 令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体

未定稿

厚生労働省資料

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
	御浜町
滋賀県	長浜市
	守山市
	米原市
大阪府	豊中市
	大阪狭山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

※令和2年11月25日時点

42自治体



# 令和3年度 重層的支援体制整備事業移行準備事業 実施予定自治体

未定稿

厚生労働省資料

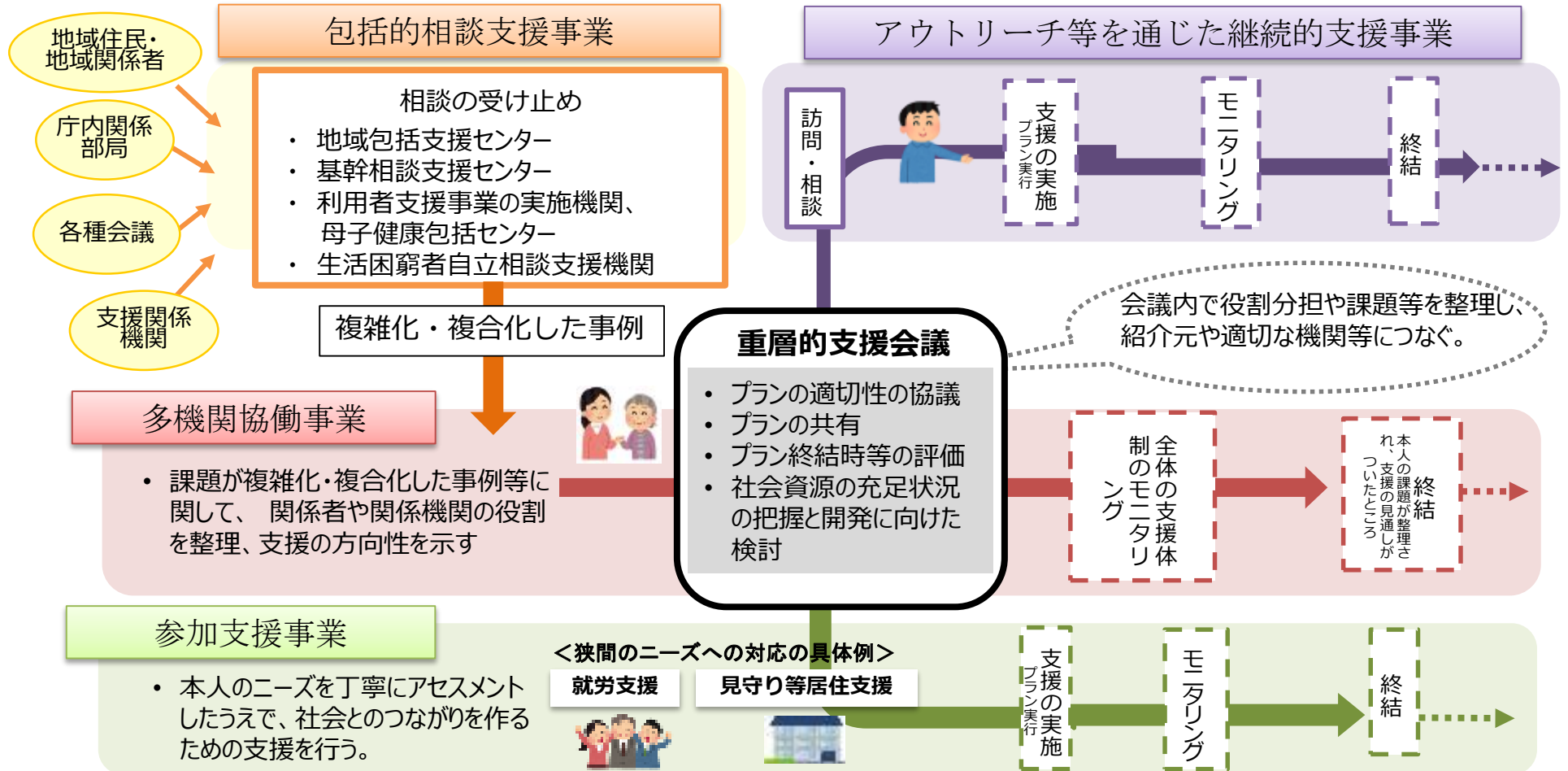
北海道	札幌市	群馬県	太田市	新潟県	新潟市	三重県	松阪市	鳥取県	米子市	佐賀県	佐賀市					
	旭川市		館林市		三条市		桑名市		倉吉市		長崎市					
	厚真町		上野村		村上市		鈴鹿市		八頭町		五島市					
	広尾町		みなかみ町		関川村		亀山市		湯梨浜町		佐々町					
青森県	平内町	埼玉県	玉村町	富山県	富山市	滋賀県	大津市	島根県	琴浦町	熊本県	熊本市					
	今別町		さいたま市		高岡市		彦根市		出雲市		山鹿市					
	蓬田村		狭山市		金沢市		近江八幡市		岡山市		菊池市					
	外ヶ浜町		草加市		輪島市		粟東市		総社市		宇城市					
	鱒ヶ沢町		越谷市		白山市		甲賀市		美作市		合志市					
	西目屋村		和光市		能美市		野洲市		西粟倉村		大津町					
	藤崎町		日高市		野々市市		高島市		広島市		菊陽町					
	大鱧町		ふじみ野市		越前市		東近江市		呉市		御船町					
	田舎館村		川島町		美浜町		竜王町		竹原市		益城町					
	板柳町		木更津市		甲州市		亀岡市		尾道市		中津市					
岩手県	盛岡市	千葉県	八千代市	長野県	長野市	京都府	京田辺市	広島県	大竹市	大分県	竹田市					
	岩泉町		君津市		伊那市		精華町		東広島市		杵築市					
宮城県	仙台市	東京都	浦安市	岐阜県	下諏訪町	大阪府	堺市	山口県	下関市	宮崎県	九重町					
	涌谷町		墨田区		富士見町		茨木市		宇部市		延岡市					
	南三陸町		目黒区		原村		八尾市		長門市		日向市					
秋田県	能代市		中野区		朝日村		徳島県		寝屋川市		香川県	高石市	徳島市	愛媛県	鹿児島県	都農町
	湯沢市		杉並区		飯綱町				高石市			小松島市				美郷町
	鹿角市		豊島区		岐阜市				阪南市			宇多津町				高千穂町
	由利本荘市		江戸川区		大垣市				熊取町			伊予市				鹿屋市
	井川町		立川市		関市				太子町			四国中央市				中種子町
山形県	大潟村		三鷹市		恵那市		兵庫県		姫路市		高知県	明石市	高知県	福岡県	沖縄県	宇検村
	山形市		青梅市		美濃加茂市				明石市			愛南町				瀬戸内町
福島県	天童市	府中市	神戸町	奈良県	芦屋市	高知県	芦屋市	高知県	福岡県	沖縄県	和泊町					
	福島市	調布市	静岡市		伊丹市		高知市				読谷村					
	須賀川市	小金井市	浜松市		宝塚市		四万十市									
	川俣町	小平市	熱海市		川西市		奈半利町									
茨城県	榑葉町	国分寺市	伊豆市	和歌山県	加東市	福岡県	たつの市	福岡県	福岡県	福岡県						
	古河市	国立市	函南町		加東市		いの町									
栃木県	東海村	狛江市	小山町	愛知県	桜井市	福岡県	たつの市	福岡県	福岡県	福岡県						
	栃木市	多摩市	名古屋市		三郷町		黒潮町									
	小山市	西東京市	豊橋市		田原本町		福岡市									
	那須塩原市	横浜市	半田市		高取町		大牟田市									
	さくら市	平塚市	豊川市		王寺町		八女市									
	那須烏山市	鎌倉市	稲沢市		吉野町		小都市									
	市貝町	藤沢市	知多市		大淀町		古賀市									
	壬生町	小田原市	みよし市		川上村		うきは市									
	野木町	茅ヶ崎市	阿久比町		橋本市		糸島市									
	高根沢町	秦野市	東浦町		有田市		岡垣町									
	那珂川町		武豊町				大刀洗町									
							大川市									
				苅田町												

# 令和2年度福岡県内モデル事業実施市町の取組事例

モデル事業実施項目		取組事例
<p>①地域の様々な相談の受け止め、地域づくり</p> <p>【社協に委託7、地域包括の委託先に委託1、直営1】</p>	<p>相談を包括的に受け止める体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協に包括的相談窓口を設置 (八女市、小郡市、うきは市、大刀洗町)</li> <li>・地域包括で相談受けとめ(大牟田市、岡垣町、苅田町)</li> <li>・公民館で「出張相談会」開催(糸島市)</li> <li>・24時間365日相談受付(岡垣町)</li> </ul>
	<p>地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館等を拠点とした「居場所づくり」(小郡市等)</li> <li>・新たな集まりの場の発掘(大牟田市)</li> <li>・居場所づくりの先進事例研修(岡垣町)</li> <li>・研究大会、小学生に福祉教室(糸島市)</li> <li>・座談会100箇所(うきは市)</li> </ul>
<p>②多機関の協働による包括的支援体制構築事業</p> <p>【社協に委託4、地域包括の委託先に委託1、直営1】</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・役所内連携やNPO法人等地域の社会資源との連絡調整を行う「相談支援包括化推進員」を配置(各市町共通)</li> <li>・ケース会議、連絡会等の定期開催(八女市、朝倉市、糸島市等)</li> </ul>
<p>③参加支援</p> <p>【社協に委託1】</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援制度利用者の状況や社会性、特性を理解し、伴走しながら調整・支援(大刀洗町)</li> </ul>

# 重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

## ◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
  - ・ **各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用**される。
- 各事業は委託による実施も可能。
  - ・ 同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

## ◆ 体制整備に向けたプロセスも重要

- ・ どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- ・ 庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが必要。

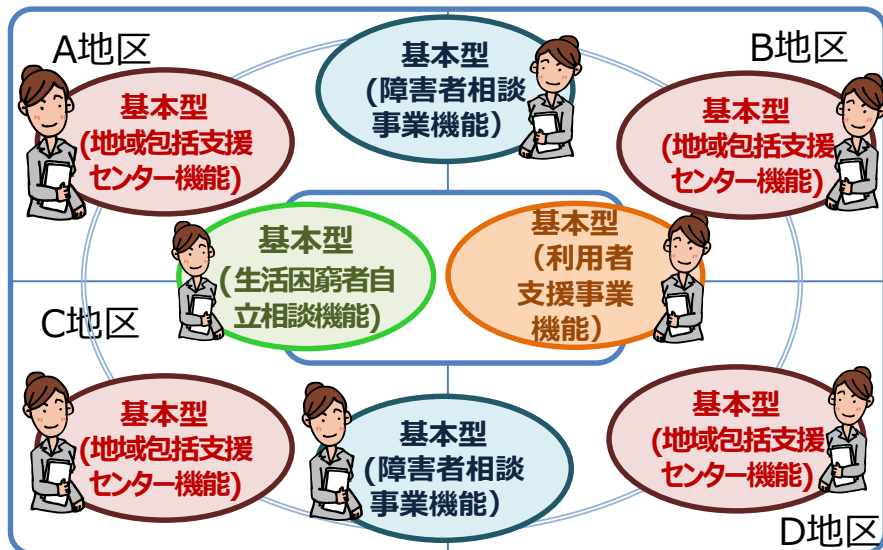
# 重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
  - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
  - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるものなど様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

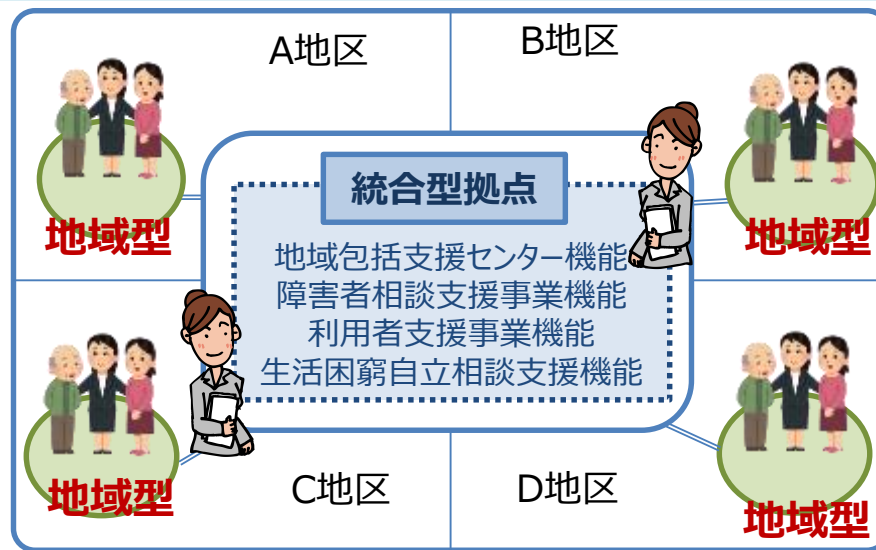
類型	内容
基本型事業・拠点	○単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

# 拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

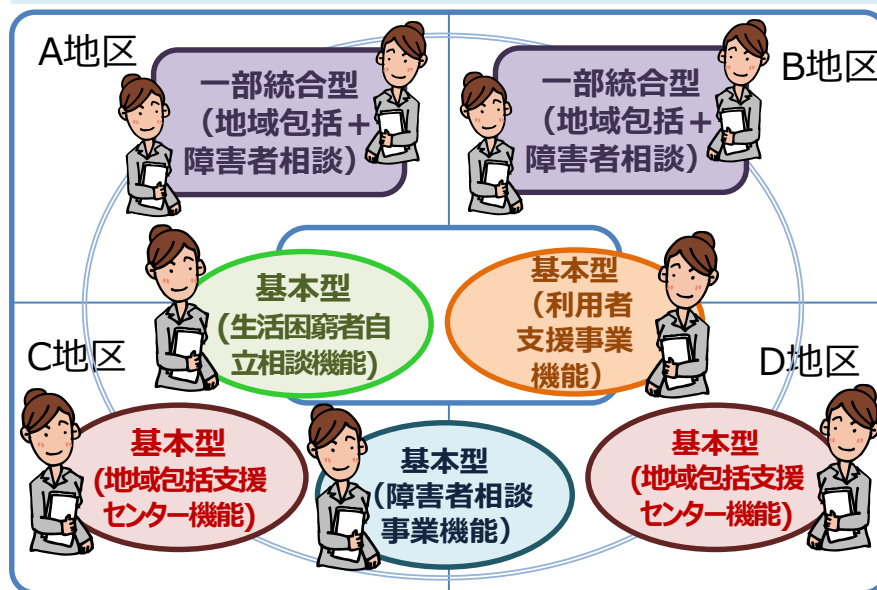
既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例

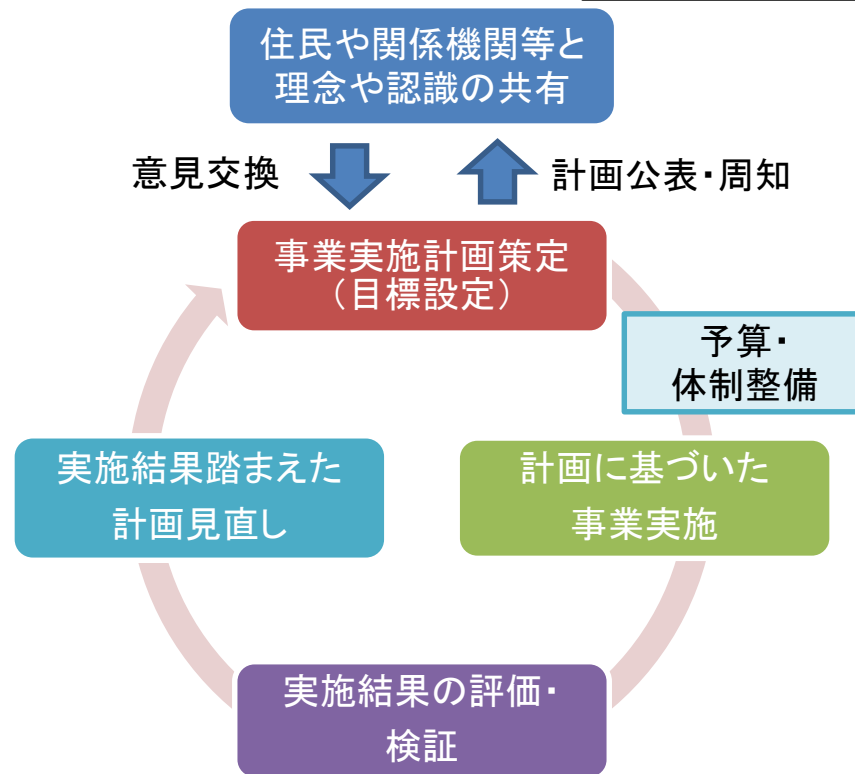


※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

# 「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定

## 計画策定の意義・目的

- 「重層的支援体制整備事業」については、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。(法第百六条の五)
- この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域(住民)が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。
- また、本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関が連携の下で実施するものであることから、関係機関が円滑かつ効果的に事業を実施していくための手段として、
  - ① 上記の関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
  - ② 計画に基づいた事業実施
  - ③ 事業実施結果の評価・検証
  - ④ 実施結果等踏まえた計画見直しPDCAサイクルにより、事業を実施していくことが必要である。



## 計画に基づいた予算・体制の整備

- ・ 市町村においては、「重層的支援体制整備事業実施計画」に記載した内容に基づいて、当該事業の実施に必要な予算や体制を整備することとなる。
- ・ 国及び都道府県からの重層的支援体制整備事業交付金の算定にあたっては、その根拠として、計画の内容や実施状況について提出・確認を行う。

# 「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容

## 計画に記載する事項

- 重層的事業実施計画に記載する事項としては、以下のような事項を予定。(厚生労働省令により規定)
    - ① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針  
(事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など)
    - ② 重層的支援体制整備事業について、相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働のそれぞれの提供体制に関する事項(※下表の記載内容例を参照)
    - ③ 重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標  
(相談支援の相談受付件数、参加支援の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり支援の参加者数・参加機関数など)
    - ④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項  
(関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など)
- ※ 計画策定にあたって各事項に盛り込むことが望ましい事項や策定のポイント等については、別途、その詳細について指針等において提示予定

※ 重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項の具体的な記載内容の例

各事業	記載内容・ポイント
相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談支援機関(窓口)の設置箇所数</li><li>・各相談支援機関(窓口)の主な対象分野、設置形態(基本型、統合型、地域型)、運営形態(直営・委託)、各機関の対象圏域等</li></ul>
参加支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等(担当機関、実施方法等)</li><li>・参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先</li></ul>
地域づくり支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等(担当機関、実施方法等)</li><li>・地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容</li><li>・その他地域づくりのための事業内容</li></ul>
アウトリーチ等を通じた継続的支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等(担当機関等)</li></ul>
多機関協働	<ul style="list-style-type: none"><li>・多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法</li></ul>



# 「支援会議」の仕組み ～守秘義務の取扱いがポイント～

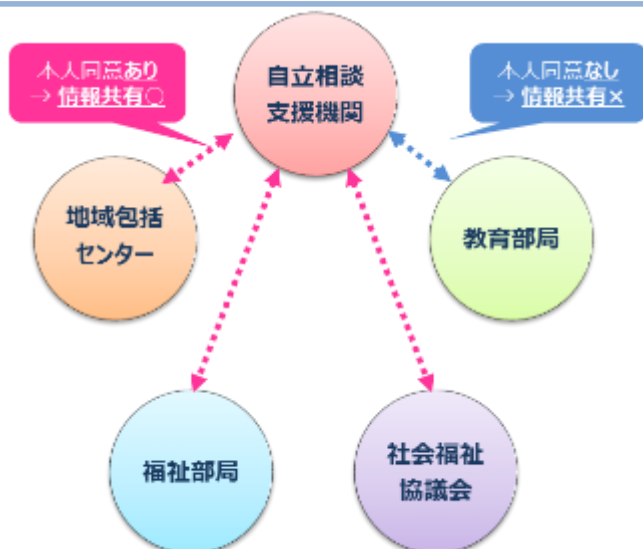
- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかける**ことによって、**支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。**

※ **支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば**、各自治体の判断で生活困窮者自立支援法に基づく「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「（自立支援）協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など**既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない。**

## 現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
  - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
  - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

例



各法における守秘義務

## 支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
  - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**

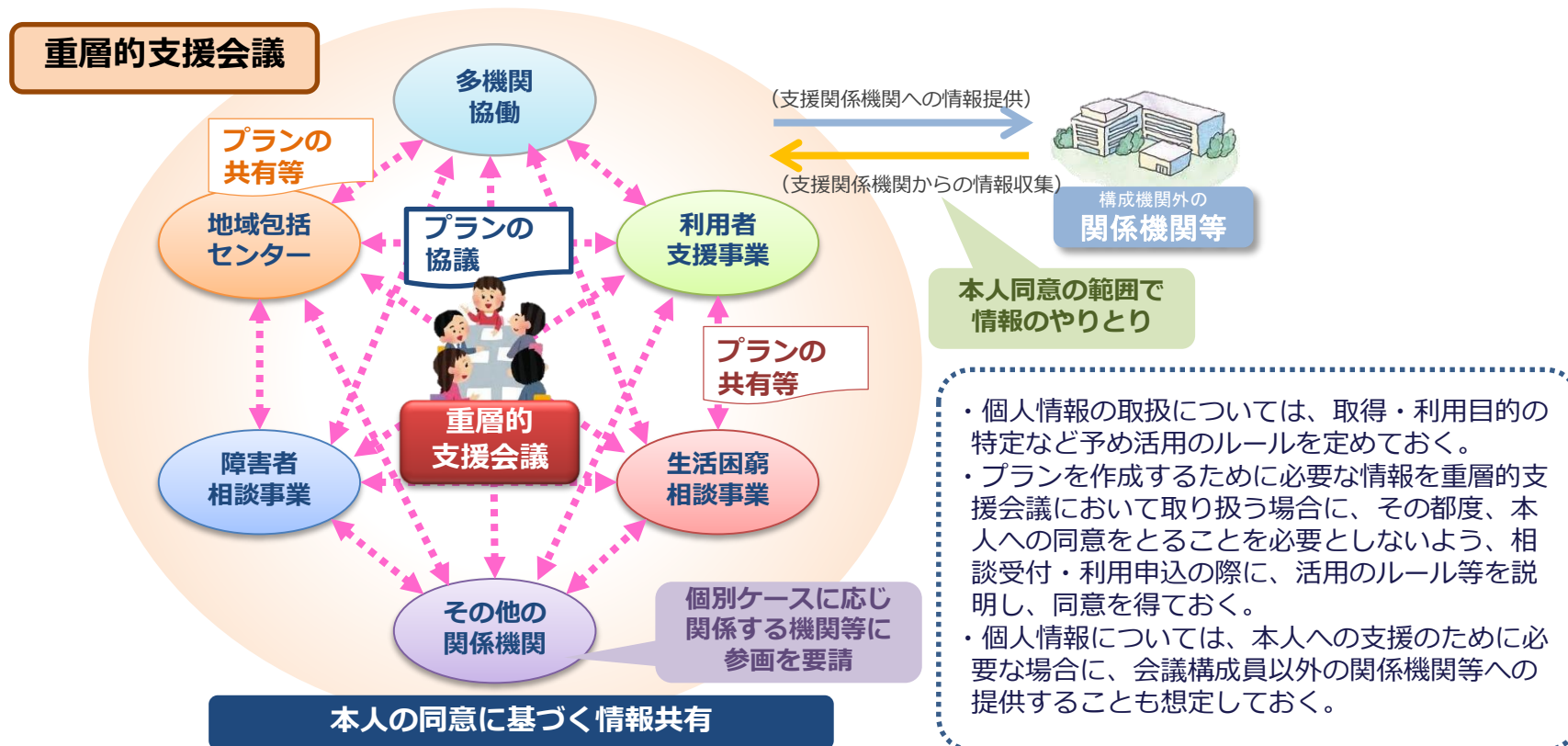
例



支援会議における守秘義務

# 「重層的支援会議」の仕組み ～個別ケースの解決を目指す～

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- 重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。



## 支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
  - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りと支援方針の理解
  - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

## 重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ 支援提供者によるプランの共有
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

## 重層的支援体制整備事業に関する情報源



### ポイント

- ・最新情報を得るには、どこにアクセスしたらよいか？
- ・ニーズに合った情報はどこにあるか？

## <情報掲載URL>

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16145.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16145.html)

## <重層的支援体制整備事業関係資料>

### (9) 社会・援護局 (社会)

[説明資料 社会・援護局 \(社会\) \[PDF形式 : 6.6MB\]](#) (プレゼン資料)

[詳細資料 社会・援護局 \(社会\) \[PDF形式 : 36.9MB\]](#) (テキスト資料)

### 【福岡県から補足】

- ・ プレゼン資料 2～5 ページ目に重層的支援体制整備事業関係情報掲載
- ・ テキスト資料 5～19 ページ目に重層的支援体制整備事業関係情報掲載
- ・ テキスト資料 9 ページに「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」に係る補助基準額案

※これまで公表されている資料はプレゼン資料が中心ですが、当該会議のテキスト資料は説明を書き下しているため、制度の考え方を理解するのに大変有用です。

# 令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議

---

## <情報掲載URL>

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092_00001.html)

## <掲載内容>

会議資料説明動画

厚生労働省動画チャンネル（YouTube）に、以下の資料の説明動画を掲載

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhgHZ27chM1zMifEDRzrujf>

資料1 [社会福祉法の改正趣旨・改正概要について：動画②](#) [PDF形式：8.9MB]（7/21・7/28一部修正あり）

資料2 [社会福祉法の改正趣旨・改正概要について（参考資料）](#) [PDF形式：4.8MB]（8/20一部修正あり）

資料3 [重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて：動画③](#) [PDF形式：2.5MB]（7/21一部修正あり）

資料4 [重層的支援体制整備事業の財政措置について：動画④](#) [PDF形式：2.0MB]

資料5 [重層的支援体制整備事業における市町村の体制のあり方について：動画⑤](#) [PDF形式：MB]

資料6 [実践者からの取組の報告（福井県坂井市）：動画⑥](#) [PDF形式：2.7MB]

資料7 [実践者からの取組の報告（愛知県豊田市）：動画⑦](#) [PDF形式：2.9MB]

- 参考資料 1 [地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 新旧対照表](#) [PDF形式： 0.1MB]
- 参考資料 2 [地域共生社会の実現を目指した包括的支援体制の整備についての取組事例集](#) [PDF形式： 2.9MB]
- 参考資料 3 [令和2年度モデル事業実施予定自治体一覧（令和2年6月末時点 国庫補助協議状況）](#) [PDF形式： 0.5MB]
- 参考資料 4 [新しいつながり事業](#) [PDF形式： 2.3MB]

#### 【福岡県から補足】

- 資料 1 ～ 3 の内容は、「令和 2 年度『相談支援包括化推進員等への支援と人材養成育成事業』支援者向け研修」と重複しますので、支援者向け研修を視聴することをお勧めします。
- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組み、考え方について理解を深めたい方は、資料 4 の内容を視聴することをお勧めします。
- 市町村における執行体制について理解を深めたい方は、資料 5 の内容を視聴することをお勧めします。
- 実践事例について情報収集をしたい方は、資料 6・7 の内容を視聴、参考資料 2 を参照することをお勧めします。
- 法改正の内容について、条文レベルで確認したい方は、参考資料 1 をご参照ください。